

P F I

アニュアルレポート  
(概要版)

平成19年度  
内閣府

# 全体の構成

## 第1章 地球温暖化防止への対応

- 第1節 公共部門に求められる役割
- 第2節 P F I 事業における地球温暖化対策の現状と課題
- 第3節 地球温暖化対策の推進に向けて

P F I 事業における地球温暖化防止に向けた取組の現状及び課題、今後の対応の方向性等について説明

## 第2章 我が国における P F I の現況

- 第1節 P F I 事業の実施状況
- 第2節 P F I 手法の導入事例

公表資料（平成19年度末）、アンケート結果（平成19年12月末日）をもとに、我が国の P F I の現況について説明

## 第3章 我が国の P F I の課題と今後に向けて

- 第1節 「 P F I 推進委員会報告」
- 第2節 「 V F M (Value for Money) に関するガイドラインの改定」及び「 P F I 事業実施プロセスに関するガイドラインの改定」について
- 第3節 V F M 評価の透明性・客観性の確保
- 第4節 標準化の推進
- 第5節 P F I 制度等の官民連携方法の活用方策
- 第6節 国の補助金・税制等のイコールフットイングの現況
- 第7節 P P P / P F I における国際的な情報共有

P F I 推進委員会等の議論及び内閣府が行った検討結果等を踏まえ、我が国の P F I の課題と今後の方向性について説明

# 1 地球温暖化防止への対応

P F I 事業において地球温暖化対策の推進を考える場合、「地球温暖化対策の推進と P F I - L C C の最小化の両立が可能なケース（ケース1）」や「必ずしも両立できるとは限らないケース（ケース2）」がある。前者においてはエネルギー調達を民間事業者の業務範囲に含めること、後者においては民間事業者  
に自然エネルギーの活用等についての提案を求めること等の対応策が考えられる。

ケース1における P F I 事業で省エネルギーを推進するための事業スキームを、「光熱水費の負担」及び「エネルギーマネジメント」の観点から整理すると、官民の役割分担により、主として次の3つの類型に分類できる。

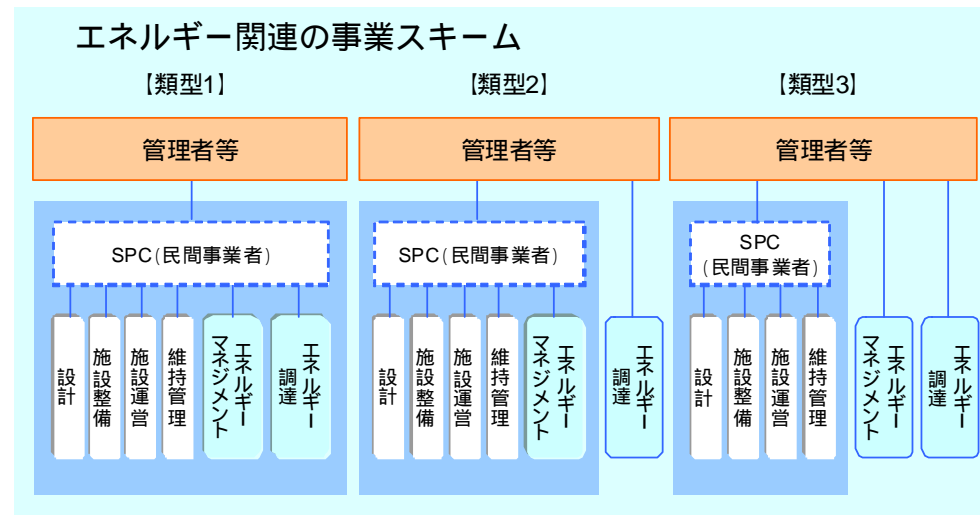
両項目が民間事業者の分担となる場合（類型1）：省エネルギー設備の積極的な導入や、エネルギーマネジメントの主体的な実施等が期待できるため、最も省エネルギー効果が高い。

光熱水費が管理者等、エネルギーマネジメントが民間事業者の分担となる場合（類型2）：事業期間全体で最もエネルギー効率の高い設備が導入されとは限らないため、何らかの省エネルギー促進のためのインセンティブを組み込む必要がある。

両項目が管理者等の分担となる場合（類型3）：エネルギーに関して民間事業者の創意工夫を発揮できる余地が少ないため、類型1、2より省エネルギー効果は得られにくい。

エネルギーに関する官民の役割分担に基づく事業類型

事業スキーム	エネルギーに関する役割分担	
	光熱水費負担	エネルギーマネジメント
類型1	民間事業者	民間事業者
類型2	管理者等	民間事業者
類型3	管理者等	管理者等

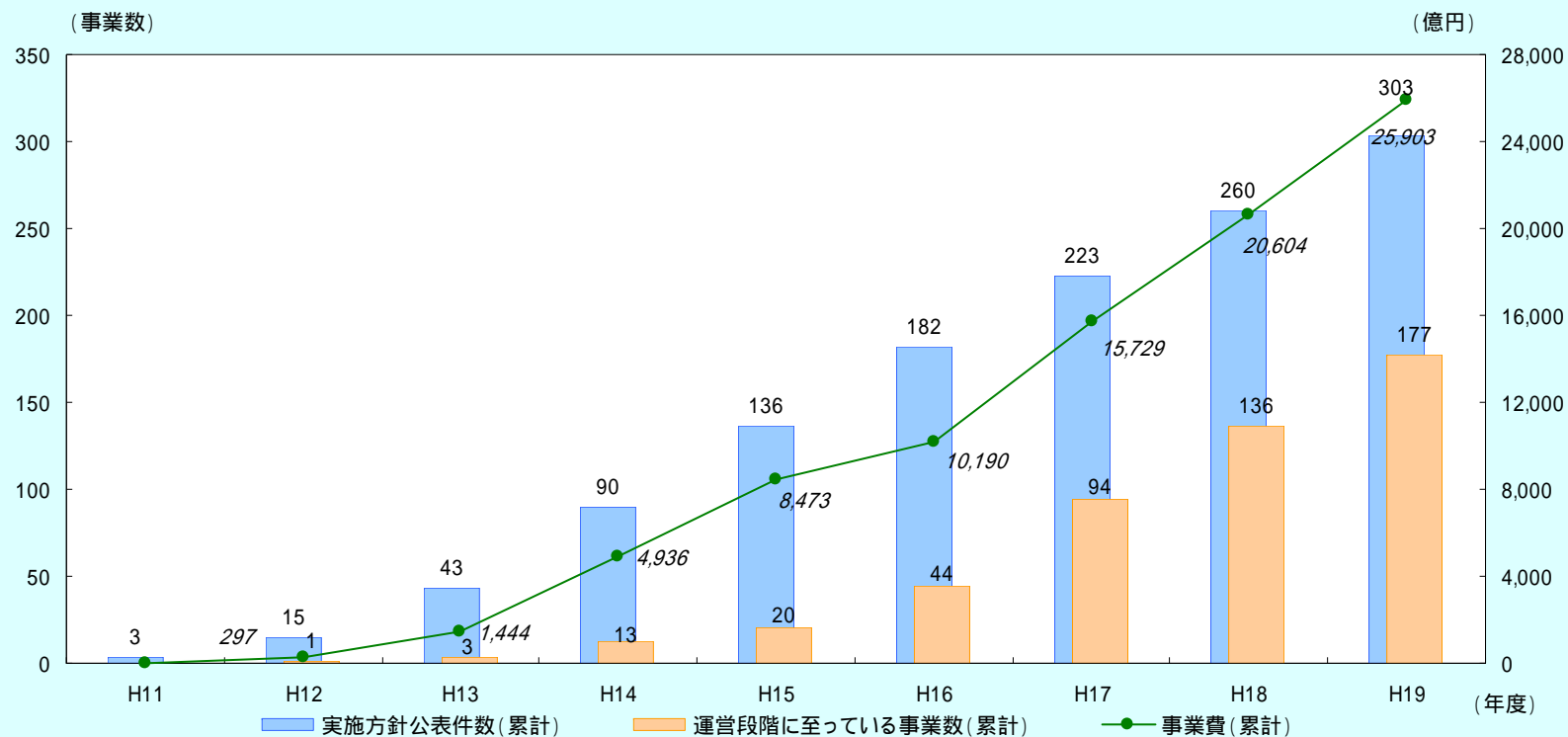


## 2 - 1 P F I 事業の実施状況

我が国の P F I 事業の実施状況を把握するために、平成 1 9 年度末の公表資料に基づき整理するとともに、平成 1 9 ( 2 0 0 7 ) 年 1 2 月末日までに実施方針を公表した管理者等に、アンケート調査を実施した。

実施方針を公表済みの P F I 事業数は年々増加。平成 1 9 年度末で件数は 3 0 3 件にのぼり、事業費も約 2 . 5 兆円に達している。また、すでに運営段階に至っている事業の数も、平成 1 9 年度末で 1 7 7 件と、実施方針を公表済みの P F I 事業数の 6 割近い件数にまで増加。

事業数（実施方針公表数）及び事業費の推移（累計）



(注) 事業費については、管理者等から公表された落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものである。また、公的負担のない事業についての事業費は含まれていない。年度については契約年度ごとに分類している。

## 2 - 2 P F I手法の導入事例

我が国のP F I事業の中でも特色のある案件について、管理者等にヒアリングを行った。その結果、選定事業者の創意工夫等により、公共部門の財政支出の削減や、サービスの質の向上等が実現されていることが明らかになった。

紹介事例	特色
新仙台市天文台整備・運営事業	我が国初の天文台P F I事業
長井海の手公園整備等事業	我が国初の体験型総合公園を対象としたP F I事業
東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業	我が国で初めて消防庁舎、指令システム及び支援システムにP F Iを導入した事業
京都市立小学校冷房化等事業	我が国初の空気調和設備P F I事業
杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業	運営全般の民間委託・需要リスクの移転により、低廉で質の高いサービスの提供を可能にしたケアハウスP F I事業
東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業	国立大学法人初の寄宿舍P F I事業
益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	広域行政事務組合によるごみ処理施設P F I事業
大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	大規模浄水場排水処理施設のP F I事業

### これまでP F Iが実施されていなかった種類の施設も供用開始

- ・天文台（新仙台市天文台整備・運営事業）
- ・体験型公園（長井海の手公園整備等事業）
- ・消防庁舎（東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業）
- ・空調設備（京都市立小学校冷房化等事業）

### 施設整備計画上の創意工夫によるコスト削減

- ・共有スペースの整備（杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業）
- ・省エネルギーに貢献（大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業）

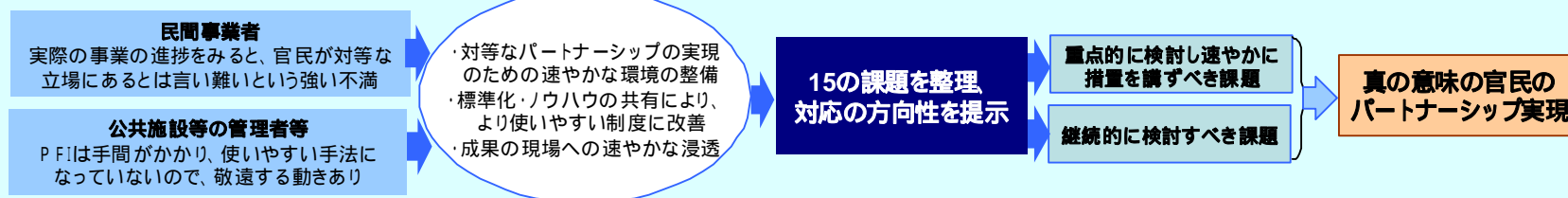
### 民間事業者が参入しやすくなるための工夫

- ・民間事業者に対するヒアリング等の活用（新仙台市天文台整備・運営事業、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業）
- ・現地見学会の開催、民間事業者へ個別説明（大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業）

# 3 - 1 「PFI推進委員会報告」

PFI推進委員会では、民間事業者（経済団体、金融機関）、関係省庁、地方公共団体からのヒアリング、管理者等へのアンケート、国民各層からの公開意見募集等により、PFIに関する幅広い意見、要望を聴取した上で、PFIに関する諸課題について検討を行った。この検討結果を、「PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて」として平成19年11月にとりまとめた。同報告ではPFIの課題と今後の対応の方向性について15の項目ごとに整理を行った。さらに15の個別課題の中から、大きく4つの課題を重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題として抽出した。

PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて



重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題		継続的に検討すべき課題	
ア リスクの分析及びマネジメントについての考え方の整理の必要性	} 個別具体のプロセスごとの課題	ケ VFM評価についての継続的検討	}
イ 要求水準書の明確化		コ ファイナンスについての検討	
ウ より透性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現		サ コンサルタントの役割の更なる向上の必要性	
エ 契約書等の標準化の推進		シ 官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討	
オ 運営段階における課題に対する適切な対応		ス プレーヤーの拡大の必要性	
カ 他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施	セ PFIの市場の拡大に向けた検討		
キ 地球温暖化防止への対応	ソ 災害対応その他現下の政策課題にかかわる検討		
ク 補助金、税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性	他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施		
	地球温暖化防止への対応		
	補助金、税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性		

## 3 - 2 「VFM (Value for Money) に関するガイドラインの改定」及び「PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改定」について

PFI推進委員会では、総合部会に「VFM評価に関するワーキンググループ」を設置し平成18年9月から平成19年4月にかけて検討を重ね、ワーキンググループ報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえて平成19年6月に「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」の改定が行われた。

「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」については、事業者選定における審査方法及び総合評価方式について平成19年6月に改定が行われた。

### 改定の概要

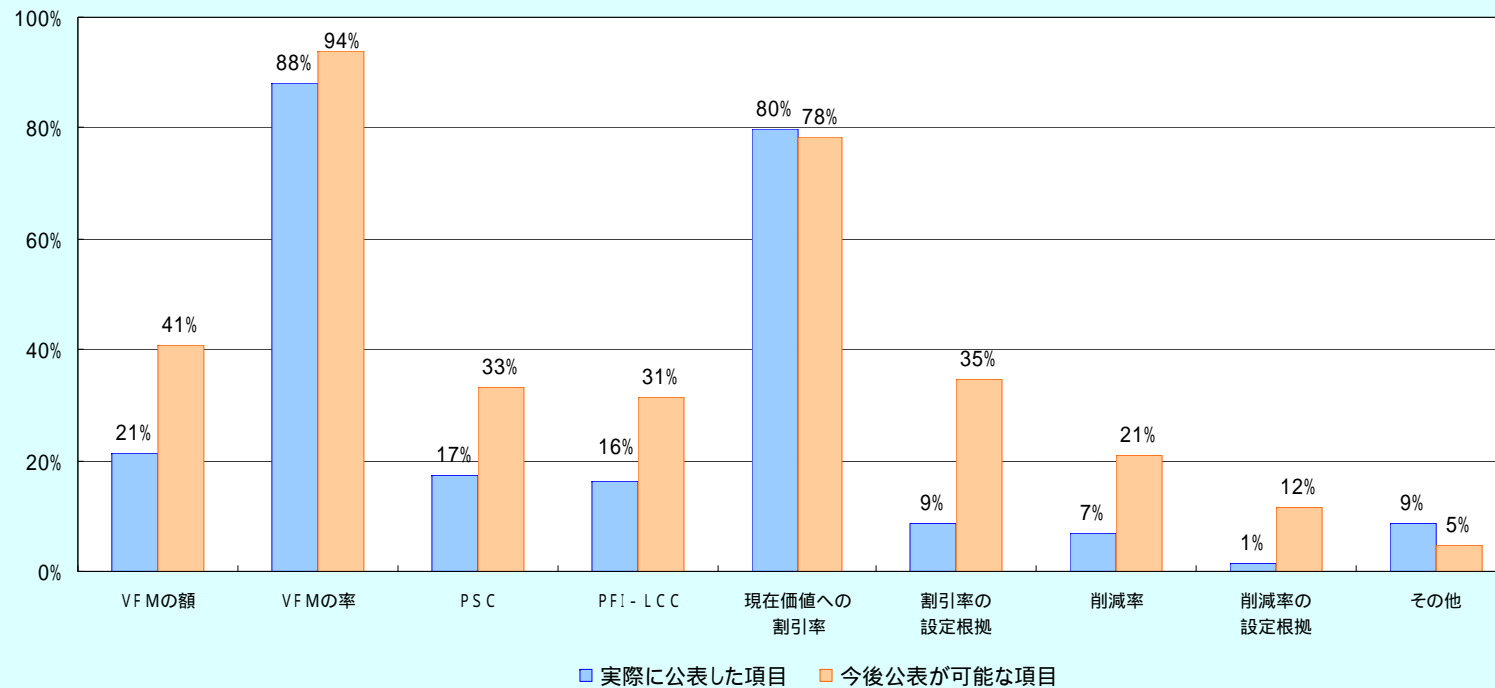
<p>VFM (Value for Money) に関するガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改定の際、VFM評価に関する23の課題を抽出し、これらの課題についてVFM評価に関する「本質的課題」と「実務的な課題」とに分けて議論が行われた。</li> <li>・本質的課題については、「VFMの位置づけ」、「VFMの源泉」を中心に、実務的課題については「割引率の設定方法」、「PSCの算出方法」、「PFI事業のLCCの算出方法」を中心に整理された。</li> </ul>
<p>PFI事業実施プロセスに関するガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者選定における審査方法については、外部コンサルタントの活用や審査委員会の審議に係る留意事項が追加された。</li> <li>・また、事業者選定は総合評価方式を原則とした平成17(2005)年のPFI法改正にあわせ、同様に総合評価方式を原則とするよう改定された。</li> </ul>

### 3 - 3 VFM評価の透明性・客観性の確保

総務省の「PFI事業に関する政策評価書」（平成20年1月）では、VFM評価について、VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインの充実、VFM算出にかかる事例の蓄積・情報提供、支援方策の充実等が求められた。

VFM評価の透明性・客観性の確保に向けて、特定事業選定時のVFMについてPSCやPFI-LCC、割引率等の算出過程や算出方法の公表や、民間事業者の選定後においてもVFMを算出し結果を公表すること等について、VFMガイドライン等による趣旨の普及啓発をはかることは有効と考えられる。

特定事業選定時のVFM算定結果公表項目



- (注) 1. 複数回答  
 2. 実際に公表した項目N = 149、今後公表が可能な項目 N = 147



## 3 - 4 標準化の推進

英国やオーストラリアなどでは、契約書や、業務要求水準書等の標準的な文例の集積やガイドラインが整備され、公共側のノウハウの共有化が推進されている。

我が国でも、サービス内容・対価等の変更メカニズム、業務要求水準書・モニタリング・支払いメカニズムの連動、中立的な専門家による紛争解決などを中心に、契約書の標準化や、業務要求水準書の明確化に向けた検討が進められている。

諸外国の標準化に向けた主な取組

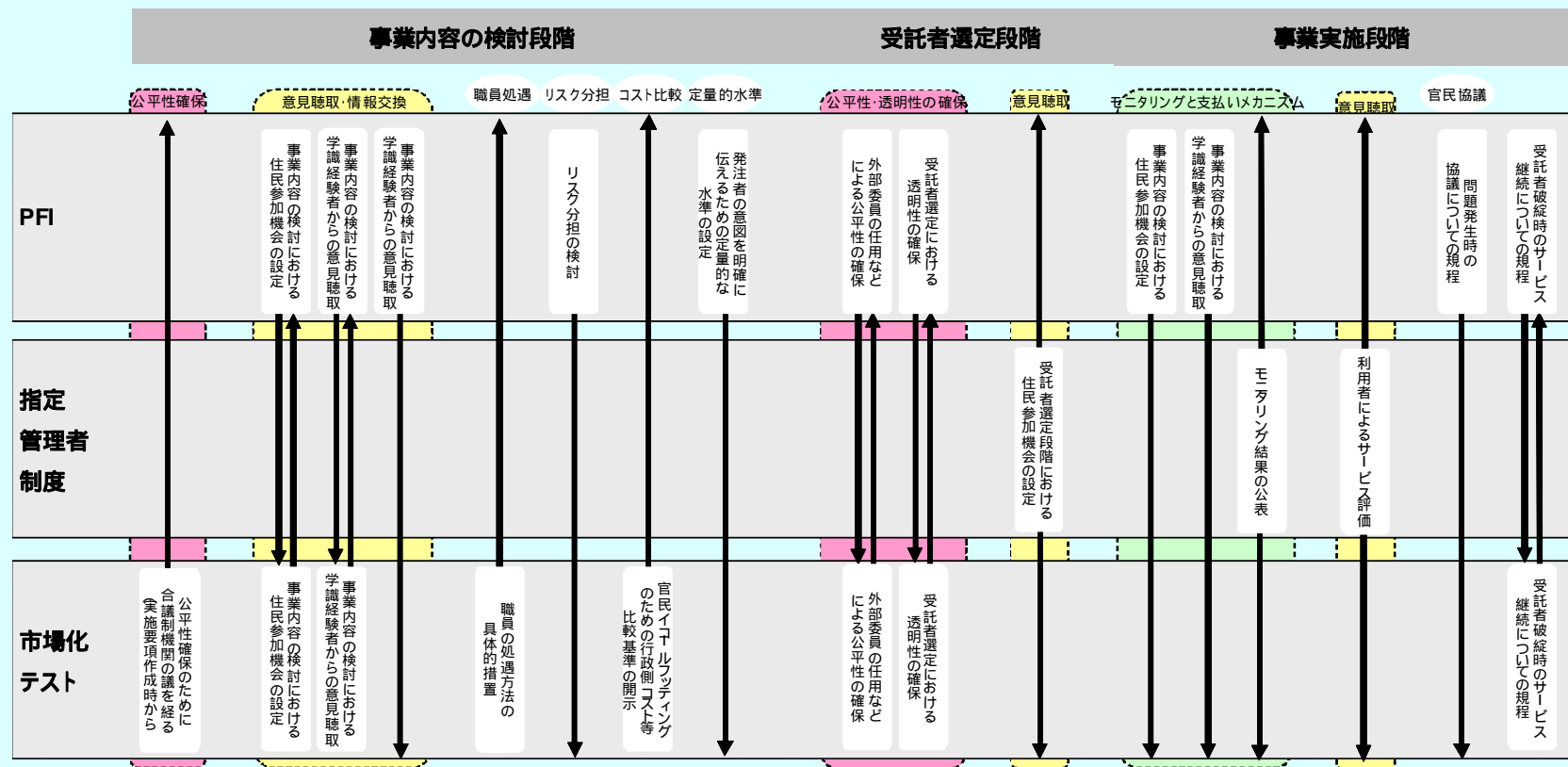
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「PFI契約の標準化(Standardisation of PFI Contracts)」(第4版2007年)</li> <li>・調達パック(Procurement Pack)               <ul style="list-style-type: none"> <li>「住宅PFI(Housing PFI)」(2004年)</li> <li>「複合施設PFI(Joint Service Centres: PFI and NHS LIFT)」(2007年)</li> <li>「消防および警察(Fire and Rescue Service and Police)」(2007年)</li> <li>「ソーシャル・ケア(Social Care)」(2008年)</li> <li>「街灯(Street Lighting)」(2008年)</li> <li>「スポーツ及びレジャー(Sports and Leisure)」(2007年) 等</li> </ul> </li> </ul>
オーストラリア・ ヴィクトリア州	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リスク分担及び契約に関する課題(Risk Allocation and Contractual Issues)」(2001年)</li> <li>・「標準的な取引条件に関する指針(Standard Commercial Principles)」(2008年改定)</li> </ul>

## 3 - 5 PFI制度等の官民連携方法の活用方策

PFI、指定管理者制度、市場化テストについての実態及び実務上の課題などについて把握するために、事業管理者を対象にアンケートを実施した。

今後は、各制度の特徴を考慮しつつ、これらの官民連携手法を更に充実させていくために、それぞれの官民連携手法が有しているノウハウを共有し、例えば、PFIで培われたリスク分担に関するノウハウを指定管理者制度や市場化テストで活用するなど、各官民連携手法に不足している点を補っていくことが望まれる。

官民連携手法ノウハウ共有イメージ

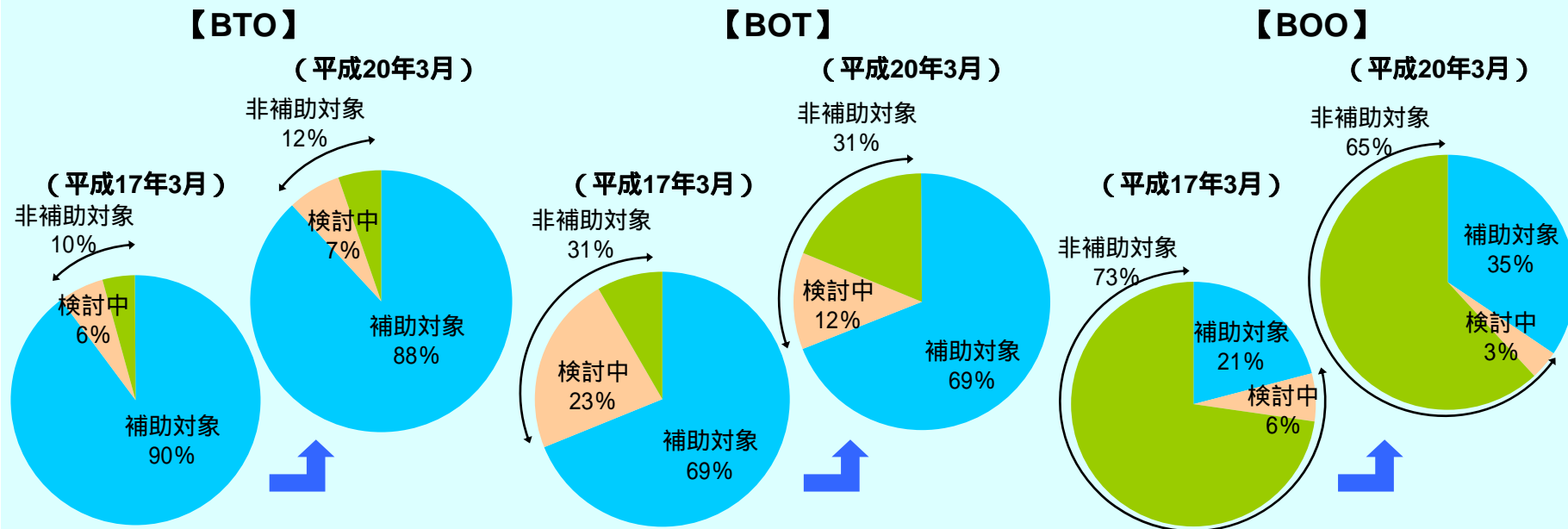


## 3 - 6 国の補助金・税制等のイコールフットィングの現況

地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の平成20(2008)年3月末時点の適用状況について、関係省庁に対する調査の結果、BOO方式ではイコールフットィングが改善されているが、BTO方式もBOT方式も前回とはほぼ変わりがないことが判明した。内閣府としては今後更なるイコールフットィングを推進していきたいと考えている。

税制については、個別の事業を所管している省庁により、逐次分野別の税制の特例措置が導入されている。具体的には、港湾公共荷さばき施設等(コンテナ荷さばき施設)、一般廃棄物処理施設、国立大学の校舎について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準の二分の一とするという特例措置が講じられている。さらに平成17(2005)年度の税制改正では、分野を特定せず、BOTプロジェクトであり、公共代替性が強く民間競合のおそれのないもの等一定の要件を満たすものについては、分野別特例措置と同等の税制上の特例措置が認められた。

事業数(実施方針公表数)及び事業費の推移(累計)



## 3 - 7 PPP / PFIにおける国際的な情報共有

英国、オーストラリア（ヴィクトリア州）、韓国などでは、多くのPPP / PFI事業が運営段階に至り、運営段階の様々な課題も判明してきている。諸外国では、現実の事業の経験から得た教訓を踏まえてPPP / PFI制度を調整していくことが求められており、国際的な情報共有の試みが行われている。

内閣府PFI推進室は、平成19（2007）年度、国際的な情報共有のため、下記のような取組を実施した。

内閣府PFI推進室の国際的な情報共有に向けた取組

日韓定期PFI推進交流会議	PPP / PFI分野における情報と経験の共有をはかることを目的として、年1回の頻度で開催している。平成19（2007）年度は第2回目であり、韓国で開催された。
ウェブカンファレンス	各国政府のPPP / PFI推進部門（PPP / PFIユニット）が直面している課題について解決策を見出していくために、意見交換、情報の共有を行う場として、PPP / PFIに係るインターネット上の国際会議「PPP Web Tokyo Conference」を開催している。平成20年（2008）年は、標準契約などをテーマに議論を行った。
世界銀行PPPI Days 2007への参加	世界銀行研究所（World Bank Institute）の主催によりPPPI Days 2007（Public Private Partnership in Infrastructure: インフラ整備に関する官民連携）が平成19（2007）年6月7日、8日にワシントンで開催され、発表者として参加した。